

＜解説＞「控除対象扶養親族」の「区分」欄の番号の意味

源泉徴収票の「控除対象扶養親族」の「区分」欄について、国税庁ホームページの[「令和5年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」](#)では、下記1のとおり記載することとされています。これに対するシステムの印刷内容は下記2のとおりです。

1. 「控除対象扶養親族」が非居住者である場合の「区分」欄の記載方法

●控除対象扶養親族の区分

控除対象扶養親族の区分	記載方法
居住者	空欄(※1)
非居住者(30歳未満又は70歳以上)	01
非居住者(30歳以上70歳未満、留学生(※2))	02
非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)	03
非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金(※3))	04

- ※1 源泉徴収票をe-Tax等で税務署へ提出する場合は、「00」と記録してください。
- ※2 「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者をいいます。
- ※3 「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者をいいます。
- ※4 30歳以上70歳未満の非居住者が上記02～04の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。

- (注) 1 受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバーは記載しません。
- 2 「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄及び「控除対象扶養親族」欄は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」の記載に応じ、年の途中で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。

2. システムでの印刷内容

源泉徴収票・給与支払報告書の「控除対象扶養親族」の「区分」欄は、年調社員情報で入力したその親族の「非居住者」欄の要件の選択に応じて、下記(1)のとおり印刷されます。

ただし、生年月日に基づく年齢が「16歳以上30歳未満又は70歳以上」に該当する場合は、「留学」「障害者」「38万円以上の支払」を選択している場合であっても、「16歳以上30歳未満又は70歳以上」が選択されているものとして、「01」を印刷します。

(1) 「控除対象扶養親族」の「区分」欄の印刷内容

「非居住者」欄の要件の選択(入力内容)	印刷内容
16歳以上30歳未満又は70歳以上	01
留学	02
障害者	03
38万円以上の支払	04

- (注) 「いずれにも該当しない」を選択していた場合は、控除対象扶養親族に該当しないものとしてシステムで自動判定されます。

【ご参考（「摘要」欄の「退職手当等を有する扶養親族」が非居住者の場合の印刷内容）】

「摘要」欄に印刷される「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」の氏名等について、その扶養親族が非居住者に該当する場合は、上記(1)の要領で、「(01)」等が印刷されます。

例：(1)(退)田中 一郎 扶養親族 平成10年2月2日 住所(01)480,000円 ひとり親

以上